○厚生労働省令第百三号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和七年

法律第三十七号) の施行に伴い、 及び関係法令の規定に基づき、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安

全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように

定める。

令和七年十月二十二日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行

に伴う関係省令の整備に関する省令

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第一 条 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 (昭和三十六年厚生

省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

傍
縍
剖
分
H
改
IE
剖
分
$\overline{}$

二第三項各号に掲げる区分	2~7 (略) (開設の申請) (開設の申請)	第一章の二 薬局	労働省令で定める医薬品は、体外診断用医薬品とする。関する法律(以下「法」という。)第二条第十七項第四号の厚生第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に(法第二条第十七項第四号の厚生労働省令で定める医薬品)	第一章 総則		改正後	
三項各号に掲げる区分 三項各号に掲げる区分 十二 当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条第一〜十一 (略) に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。 (薬局開設の許可台帳の記載事項)	2~7 (略)	第一章 薬局	生 (新設)	(新設)		改 正 前	

項各号に掲げる事項(主たるホームペー三 当該薬局において特定販売を行うと 行うとき -ジの構成の1 概要を除 条 0 二第四 <

第十六条の二第一項第三号において同じ。

康 サ ・十一ト 1 薬 局 0 表示

第 するときは、 +労働大臣が定める基準に適合するも 五. 条の その 薬局開設者は、 薬局を、 第一条 健 の二第 康 サ のとしなければならない。|第五項第十号に規定する厚すしまする]

変更の届 出

第 おりとする。 + 六条 法第十 条第 項 0 厚 生 一労働 省 令 で定 め る 事 項 は、 次 のと

一~七 (略)

変更した場合を除く。)第三項各号に掲げる区分(八当該薬局において販売し し、 (特定販売を行う医 又は授与する 医 薬品の |薬品 0 区分のみをの第一条の二

2 3

第 のとおりとする。 + 六条の二 法第十 条第二項の厚生労働省令で定め る事 す項は、

(略)

条の 一第四 項 各号に 掲げる事 項

五四 略

2

3 は、 L た書類を添えなければならない。 当該薬局 前 項の届書には、 に お ** \ て 新 たに特定 第 一条 の二第 販 売 兀 を行おうとする場合にあつて 項 各号 12 掲 げ ,る事 項 を記 載 3

4 うとする場 の二第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合とする場合にあつては、第二項の届書には、当該薬局が、第一当該薬局において新たに健康サポート薬局である旨を表示しよ ŧ 0) であることを明ら かにする書 類 を添 ぶえなけ ればならない

> 十六条の二第一項第三号において同じ。)号に掲げる事項(主たるホームページの構一会に掲げる事項(主たるホームページの構工を表しま)とも、 販売を行うとき ムページの構 成 は、 の概 第 要を除 条第四 項 第 各

示

第十五条の十一 薬局開設 (健康サポート薬局の表 働大臣が定める基準に適合するものとしなければならない。するときは、その薬局を、第一条第五項第十号に規定する厚 い者は、 健康サポ 1 ト薬 局 であ る旨を 生表示

(変更の届 出

第十六条 おりとする。 法第十 条第 項 0) 厚生労働 省 令 で定 め る 事 項 は、 次 0)

لح

一 ~ 七 (略)

項各号に掲げる区分 した場合を除く。 当該薬局において販 (特定販売を行う医薬品 売し、 又は授与する医 薬品 \mathcal{O} 区 分のみを変 \mathcal{O} 第 条第三

2 3

次 第十六条の二 法第十 のとおりとする。 条第二 項の厚生労働省令 で定める事 項

次

(略)

五四 条第四 項各 号に 掲げ る事

項

(略)

2

書類を添えなければ、前項の届書には、 は、前項の届割当該薬局にお お いて は、 新 ならない。 たに 第 一条第四 特定 販 売を行 項 各号 に掲げる事項を記載したおうとする場合にあつて

4 条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するうとする場合にあつては、第二項の届書には、当該薬局が、第一当該薬局において新たに健康サポート薬局である旨を表示しよ Ł のであることを明 らか にする書類 ※を添 えなけ れば なら

更

第七項並びに第九条の規定を準用する。この場合において、第一6 法第二十六条第二項の申請については、第一条の二第六項及び3~5 (略)	一条の二第二項各号(同項第五号を除く。)に掲げる事項とする 一条の二第二項各号(同項第六号の厚生労働省令で定める事項は、第 第百三十九条 (略) (店舗販売業の許可の申請)	二 出荷の停止又は制限の解除が可能となると見込まれる時期 一 出荷の停止又は制限をした理由 び次に掲げる事項について行うものとする。 届出は、前条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる事項及 (出荷停止等の届出)	六 その他必要な事項一 販売業者、医療機関その他の関係者との調整の状況一 工 代替薬(法第十八条の五に規定する代替薬をいう。)の製造制限をすると見込まれる時期一 出荷の停止若しくは制限をする時期又は出荷の停止若しくは制限をする時期	当該品目の名称当該品目の名称の停	る事項について行うものとする。 第九十八条の十一(法第十八条の三の規定による報告は、次に掲げ(出荷停止等のおそれの報告)。
項並びに第九条の規定を準用する。この場合において、第一条第	「条第二項各号(同項第五号を除く。)に掲げる事項とする。2 法第二十六条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、第第百三十九条 (略) (店舗販売業の許可の申請)	(新設)			新設)

の二第六項中「 三項各号」と読み替えるものとする。 第四 [条第三項各号] とあ る 0 は、 第二十六

7

第百四十二条 店舗販売業者については、第二条から第七条まで(第一条百四十二条 店舗販売業者については、第二条から第一条 店舗販売業者については、第二条から第一条 店舗販売業者については、第二条が日間では、第二条のは、第 除く」と読み替えるものとする。 十用

百(四配 十八条 ※売業の 許 可 0) 申

百

る又て、のは、 のは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とあ、第九条中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市、一条の二第七項及び第九条の規定を準用する。この場合におい法第三十条第二項の申請については、前項の規定によるほか、

5

第 あの七百 規 条 四 る ま十 0 定 を準 で九 は 準 (同 「様 用する。この場合におい同条第三号、第九号、第配置販売業者について 式第七十七」と、 において、第二条中方、第十号及び第-7いては、第二条平 第 六条第一 項 中 条中「様式第二」と第十三号を除く。) 様 式第五」とあ

> 号」と読み替えるものとする。 六項中「 第四条第三項各号」とあるの は、 第二十 六 条第

> > 項 各

7

(第百四十二条 店舗販売業者については、第二条からに (第百四十二条 店舗販売業者については、第二条カトに (第百四十二条 店舗販売業者については、第二条カトに (第百四十二条 店舗販売業者については、第二条カトに (第百四十二条 店舗販売業者については、第二条カトに (準用)

、配置販売業の許 可 0) 申 請

第

2 1·3 (略)

4 は、「都道府県知事」と読み替えるものとする。特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」第一条第七項及び第九条の規定を準用する。この場合に第一条第七項及び第九条の規定を準用する。この場合に 」とあ に よる は る に お い るのは てか

5

第 の規定を準用する。この場七条まで(同条第三号、第第百四十九条 配置販売業者(準用) あ るのは 様式第七十七」と、 この場合において、第二条中号、第九号、第十号及び第十売業者については、第二条及 第六 、条第 項 中 中十 及 中「様式第二」と十三号を除く。) 様 式 第五」とあ

二号中「第一名」とあるのは る 0) 八号イからニまで」と読み替えるものとする。 は 式 条 の二第三項各号」とあるの「配置販売業以外の医薬品の」と、第七条第十一 のは「第百四十八条第二の販売業」と、同条第十一号中「医薬品の販売業

売販 売 0 許 可 0 申

2 第 3 百 五. 十三条

5 4 あ市い て、 第一条 る 法第三十 のは、第九に 3、「都道府県知事」と読み替えるものとする。2別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と7九条中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する7の二第七項及び第九条の規定を準用する。この場合にお1十四条第二項の申請については、前項の規定によるほか1十四条第二項の申請については、前項の規定によるほか

2 第 百 Ŧī.

ずる。 る届 えるものとする。 法 公第三十八条第 4十九条の二十 五. +出 四項各号」とあるのは「第百三十九条第四項各号」と読み下九条の二十第二項において準用する前項」と、「第一条この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「四については、第十六条の二第二項及び第三項の規定を準二十八条第一項において準用する法第十条第二項の規定に

生医 療等製品 0 販 売 光業の 許 可 \mathcal{O} 申 請

百 九 十六条の二

2 4 3 るおか、 市い、 11 て、 又は る 0) 兀 一条 は特第 +別 九の 別区の区域にある場合においては、九条中「都道府県知事(その所在地の二第七項及び第九条の規定を準用条の五第三項の申請については、前 条 道 府県 知 事」 と読 み替 えるも は、地 は、市長又は区長)」在地が保健所を設置す準用する。この場合に、前項の規定によるほ \mathcal{O} とす ź。

」とあるのは「様式な 二号中「第一条第三項各号」とあるのは「第百」とあるのは「配置販売業以外の医薬品の販売 八号イから二まで」と読み替えるものとする。 七 第七 条 + 号 中 光業」と、 四十八条第二 医 薬 同の 第二項第 条第十 業

卸 売販売 0) 可 \mathcal{O} 申

第 百五十三条

、子、のは、「都道府県知事」と読み替える。? のは、「都道府県知事」と読み替える。? は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とある、第九条中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市マ、第一条第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第一条第七項及び第九条の規定を準用する。この場合におるほ 又てか る

5

2 第四項各号」とあるのは「第百三十九条第四項各号」と読み替え第百五十九条の二十第二項において準用する前項」と、「第一条用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「よの第三十八条第一項において準用する法第十条第二項の規定を準に五十九条の二十 (略) るものとする。

(再生医療等製品 0) 販 売 業 0 許 可

0

申

請

第 百九十六条の二

2 3

るのは、「邪道」で、第九条中「都道府県5人ののは、「邪道」である場で、第九条中「都道府県5人のののは、「和道府県5人の第一条第七項及び第 法第四 一十条の 域にある場合においては、末都道府県知事(その所在地が項及び第九条の規定を準用す五第三項の申請については、 事」 と読 み , いては、前 ・在地が保健所 ・在地が保健所 か保健所を設置する市する。 この場合におい前項の規定によるほ 区 長)

5

(略)

5

(略)

様式第一中「(第一条関係)」を「(第一条の二関係)」に改める。

様式第百三中 「第 18 条の2」の下に $\overline{}$ 第 18 条の3、 第18条の4第1項若しくは第2項」を示え、

高黑

68

条の2の5第1項若しくは第2項」

を

「第 68 条の2の5、

第 68 条の2の6第1項若しくは第2

題に、 「第 68 条の2の5、」 を 「第 68 条の2の6、」 ど、 「第五十六条の二第一項」を 一絕 56 後の祭

2 第 1 項」に、「同項第 5 項」を「同項第 5 号」に改める。

様式第百三の二中「回通第5項」を「回通第5号」に改める。

様式第百五中 闸 18 ※の2」の下に $\overline{}$ 徭 18 条の3、 徭 18 条の4第1項若しくは第2項」 を加え、

無無 68 条の2の5第1項若しくは第2項」や 「第68条の2の5、第68条の2の6第1項若しくは第2

過」に改める。

第二条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。

第四章の四 適切な医療を提供するための医薬品の供給の確	七の三~十三 (略)七の三~十三 (略)第一において同じ。)に用いるものであること。験をいう。第三十条の三十二の二第一項第十三号及び別表験をいう。第三十条の三十二の二第一項第十三号及び別表して、	は、。 具のうち、次に掲げるいずれかの要件に該当するものでありのである。 第一条の十一第二項第三号ハ(1)に規定するもの又は機械(略) (略) 」という。)を備えようとする場合	かの要件に該当するもの(以下「診療用放射性司位元素使用器装備している診療の用に供する機器のうち、次に掲げるいずれての二 病院又は診療所に、密封されていない放射性同位元素を一〜七 (略) に掲げる場合とする。 (法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次第二十四条 法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合)	附則 第五章~第七章 (略) 第三十条の三十三の二十六―第三十条の三十三の二十九 第三十条の三十三の二十六―第三十条の三十三の二十九 第一章~第四章の三 (略)	改正後
(新設)	七の三~十三 (略) (2)~4) (略) 第一において同じ。)に用いるものであること。 験をいう。第三十条の三十二の二第一項第十三号及び別表し、 (1) 治験(医薬品医療機器等法)第二条第十七項に規定する治	は、。 具のうち、次に掲げるいずれかの要件に該当するものであり、第一条の十一第二項第三号ハ(1)に規定するもの又は機械(略) (略) 」という。)を備えようとする場合	かの要件に該当するもの(以下「診療用放射性司位元素使用器装備している診療の用に供する機器のうち、次に掲げるいずれ七の二 病院又は診療所に、密封されていない放射性同位元素を一〜七 (略) に掲げる場合とする。 (法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次第二十四条 法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次		改正前

薬品調剤等情報をいう。)の提供を求められた場合には、社会保第三十条の三十三の二十九 法第三十八条の七第二項の規定により(法第三十八条の七第二項の厚生労働省令で定める方法)	で行うものとする。で行うものとする。の供給確保医薬品等をいう。)の製造業の許可を受けた者をいう。)、製造業者(医薬品医療機器等法第十三条第一項の関連販売業の許可を受けた者をいう。)を構成員に含む団体とする。の製造業の許可を受けた者をいう。)の製造販売業者(医薬品医療機器等法第十三条第一項のの製造販売業の許可を受けたの製造業の許可を受けたる供給確保医薬品等をいう。)の製造販売業者(医薬品医の製造販売業者(医薬品医の製造販売業者(医薬品医の製造販売業者(医薬品医の製造販売業者(医薬品医の製造販売業者(医薬品医の製造販売業者(医薬品医の製造販売業者(医薬品医の関係)	省令で定める者は、供給確保医薬品等(法第三十七条第一項に規第三十条の三十三の二十八 法第三十八条の四に規定する厚生労働(法第三十八条の四の規定による報告)	により行うものとする。	用途に係る対象者の数)とする。
(新		(新	(新	(新
設)		設)	設)	設)

磁的記録を提出する方法により提出しなければならない。 は、当該情報を、電子情報処理組織(社会保険診療報酬支払基金 フは国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機(入出力装置 を含む。以下この条において同じ。)と厚生労働省が使用する電 子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 と同じ、)と厚生労働省が使用する電子計算機(入出力装置 を含む。以下この条において同じ。)と厚生労働省が使用する電 を含む。以下この条において同じ。)と厚生労働省が使用する電 を含む。以下この条において同じ。)と厚生労働省が使用する電 を含む。以下この条において同じ。)と厚生労働省が使用する電 を含む。以下この条において同じ。) と原生労働省が使用する電 では、当該情報を、電子情報処理組織をいう。 と原生労働省が使用する電 では、当該情報を、電子情報処理組織をいう。 と原生労働省が使用する電子計算機 の他の電

る。

第三条 薬事工業生産動態統計調査規則 (昭和二十七年厚生省令第十号)の一部を次の表のように改正す

(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	改 正
(所名の) をいう。 (所名の) 第一条の二第三項第二号に (新四条の二第三項第二号に (新四条の二第三項第二号に (新四条の二第三項第二号に (新四条の二第三項第二号に (本述) と (本述) と	後
2~4 (略) (定義)	改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正)

改正する。

第四条 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)の一部を次の表のように

							Laba		
2 (略)	、この限りでない。	定める場合において	治験」という。)に係る診療において、当該治験の対象とされる	五年法律第百四十五号)第二条第十八項に規定する治験(以下「	確保	医薬品、医療	医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患	(使用医薬品及び歯科材料)	改正後
2 (略)	、この限りでない。	薬物を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては	験」という。)に係る診療において、当		効性及び安全	だし、	条 保険医は、厚生労働	(使用医薬品及び歯科材料)	改正前

(傍線部分は改正部分)

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

5 条 局 \mathcal{O} 局 の構 造 備 設 備 0 基準 は、 次のとおりとする

改

正

後

; ハ 次に定めるところに適合する調剤室を有すること。

する薬剤師不在時間をいう。)があ薬剤師不在時間(施行規則第一条 することができる構造であること。 める薬局に来の二第二点 にあっては、 項第二号に規 閉 鎖定

ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合し及び第五項に基づき情報を提供するための設備を有すること。 の二~十二 ただし、複数の設備を有する場合は、 第三十六条の六第一項及び第四項に基づき情報を提供し、 百 有 び第五項、 .四十五号。以下「法」という。) 第九条の:効性及び安全性の確保等に関する法律(昭 いれば足りるもの を行うための設備並びに法第三十六条の十第一項、 次に定めるところに適合する医薬品 第三十六条の四第一項、 ・略 とする。 第 四 き情報を提供し、及び四項及び第五項並びに条の四第一項、第四項(昭和三十五年法律第 医 療 機器等の 第三項 品

イ~ニ ・ 二 メ 合には、 定 以内の ようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受け する指定第二類 指 定第二類 (略) 合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から一範囲にあること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳 指定 以 第二類医薬品 医 |薬品 内の範囲に医薬品を購入し、 らの 医薬品 (施 者によ をいう。流行規則第 ただし、鍵をかけた陳列設備に陳を陳列する陳列設備から七メート いつて購 第 以 下 条 入され、 同 \mathcal{O} じ。)を陳列 二第三 若しくは譲り受 若しくは 項 第五 パする場 号に 譲り受

> 局 の構 設 備

> > 改

正

前

条 薬局 の構 造設 備 0 基準 は、 次のとおりとする。

次に定めるところに適合する調剤室を有すること。

イ〜ハ ことができる構造であること。 薬剤師不在時間をいう。薬剤師不在時間(施行 (施行規 。)がある薬局に行規則第一条第二 第二 `にあつては、別肖トう」程二項第二号に規定する

十三 次に定め! ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合し及び第五項に基づき情報を提供するための設備を有すること。 第三十六条の六第一項及び第四項に基づき情 ただし、複数の設備を有する場合は、 指導を行うための設備並びに法第三十六条の十第一項、 有効性及び安全性の 及び第五項、 百四十五号。 いれば足りるものとする。 次に定めるところに適合する医薬品 以下「法」という。) 第九条の四:〈全性の確保等に関する法律(昭和 第三十六条の四第一項、 第四項 医 報を提供し、 及び第五 和三 かの設備が適合し 療 第一 機 十五 項、 等の 品

イ~ニ (略)

る指 うとする者若 る場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備 ートル以内の の範 指定第二類医薬品 定第二類医薬品 囲にあること。ただし、 定第二類 らの しくは医薬品を購入し、若しくはの範囲に医薬品を購入し、若しく)こと。ただし、鍵をかけた陳列設備に;(医薬品を陳列する陳列設備から七メー:|薬品をいう。以下同じ。) を陳列する! 者に (施行 よつて購 規 則 入さ 第 一条第三 若しくは 若 しく 項 第 譲り受けた者 列する場合に Ŧī. 号に 譲り受け 譲り受けよ から一・二 陳列す-トル以 規 定

要な措 5 れ た医 置 が薬 採品 Kられている場合は、この限りでない。Hを使用する者が進入することができな 1 よう

十 (五 略

匹 の略

の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備えるこれいては、市長又は区長)又は厚生労働大臣が特定販売下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以がある場合には、都道府県知事(その所在地が地域保健法(昭二号に規定する特定販売をいう。以下同じ。)のみを行う時間二号に規定する特定販売をいう。以下同じ。)のみを行う時間二号に規定する特定販売をいう。以下同じ。)のみを行う時間 いること。

た医

用する者が進入することができな

よう

必 要

十 十 六 四 • なれ 十 (五 略 直が採られて と薬品を使用 、市長又は区長)又は厚生労働大臣が特定販売(置する市」という。)又は特別区の区域にあると第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以外、都道府県知事(その所在地が地域保健法(昭の特定販売をいう。以下同じ。)のみを行う時間が間のうち、特定販売(施行規則第一条第二項第 する適切 の略 ている場合は、この限りでない。 な 監督を行うため 要な 設 備 を備えて にある場 ゥ 第 1

2 5 略

ること。

2 5

5

- 19 -

(薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部改正)

号)の一部を次の表のように改正する。

第六条 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和三十九年厚生省令第三

_
傍
線
部
分は
改改
ī
部
分

改

正

前

改

正

後

2 (略	2 (略)
七~十	七~十四 (略)
局の	、当該薬局の開店時間の一週間の総和以上であること。
除く	間数を除く。以下この条及び次条において同じ。)の総和
る特	に規定する特定販売をいう。以下同じ。) のみに従事する勤務
間数	務時間数をいい、特定販売(施行規則第一条の二第二項第二号
間数	間数(施行規則第一条の二第五項第二号に規定する週当たり勤
六当	六 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時
<u></u>	二~五 (略)
て当	おいて当該薬局の業務を行うために勤務していること。
°)	同じ。)内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所に
	薬剤師不在時間(同号に規定する薬剤師不在時間をいう。以下
いて	において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。ただし、
する	
一号	号。以下「施行規則」という。)第一条の二第二項第二号
全性	三十六年厚生省令
一薬	一 薬局の開店時間(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安
行う体	行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。
いて調	いて調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業務を
。)第)第五条第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める薬局にお
関する	関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という
第一条	第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に
(薬局	(薬局の業務を行う体制)

五法医 品務 を う ペラス に基 ・五年法 ・五年法 盗づく厚い品質、 英生労働の日本工具 五性 販省号のび 販売又は授与の業務を省令で定める薬局にお号。以下「法」という及び安全性の確保等に

た薬剤

別又は医

てる開開 号性薬体調第る。の局制剤五法 該内在 開店時間の一週間の経 一級では、 では、 一級では、 一のでは、 一のでは 院定する薬品、医型の法律施行品 以下同じの 以下同じの が動が動物 準 -とする。 いじ剤お定第安

く特数数当五当。定を()該 該 開。定を(店以販い施 略間 この一週間の総和以上であること。この条及び次条において同じ。)の総和が、いう。以下同じ。)のみに従事する勤務時特定販売(施行規則第一条第二項第二号に規定する週当たり、別第一条第五項第二号に規定する週当たり の総和が、当該薬する勤務時間数を頃第二号に規定すの勤当たり勤務時の週当たり勤務時の

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)

号)の一部を次の表のように改正する。

第七条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九

(用語の定義) (用語の定義) (用語の定義) (用語の定義)	改 正 後
(用語の定義) (用語の定義) (用語の定義) (用語の定義)	改 正 前

(傍線部分は改正部分)

3 (略)	さどる。推進に関する事務(医薬局の所掌に属するものを除く。)を推進に関する事務(医薬局の所掌に属するものを除く。)を薬品医療機器等法」という。)第二条第十八項に規定する治	の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「2 治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性	第十七条(略) (治験推進室)	改正後
3 (略)	さどる。推進に関する事務(医薬局の所掌に属するものを除く。)を推進に関する事務(医薬局の所掌に属するものを除く。)を薬品医療機器等法」という。)第二条第十七項に規定する治療	法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安	第十七条 (略) (治験推進室)	改正前

(傍線部分は改正部分)

(厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措

置を定める省令の一部改正)

第九条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関す

る措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍	
綿	
部分	
は	
改正	
部	
分	

第

一、	改正後
(医療法施行規則の特例) (国本、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	改正前

(再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

を次の表のように改正する。

第十条 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百十号)の一部

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

 手	
(再生医療等委員会を設置できる団体)	改正後
(再生医療等委員会を設置できる団体)	改 正 前

げ る 寸 光学ニー アタラ ことす I 0 Œ とう角 彳 4 えなるに

5 应

じ。 究 項 法第二条第一項に規定する臨 に 験の支援を業務とするものに限る。 独)若しくは 規 立 定する独立 行 政 人人通 医 |薬品医療機器等法 行則法 法人(医 成 + 臨床研究をいう。 医療の提供又は臨 年 第二条 法 律 第 第 百 + 臨 十八項に規定する 次号において同臨床研究(臨床研 号) 第

省設置法(平成十一平去書等しているれた法人であにより特別の設立行為をもって設立された法人又は 定の適 しくは医薬品 を業務とするもの |医薬品医療機器等法第二条な||用を受けるものをいう。) 〈けるものをいう。)(医療の提供又外十一年法律第九十一号)第四条第一 に限る。 接に設立された法 第 + 八 項 の提供又は臨床研究四条第一項第八号の に 規定する治 めって、総路は特別の法律 総務 験 \mathcal{O} 究の 律

· 八

2

定 再 生医

第 明することを妨げ等委員会の求めに 六 員 は、 十 五 条 査 | 求めに応じて、当該認定再生医療等委員等業務に参加してはならない。ただし、次に掲げる認定再生医療等委員会の委員|| 医療等委員会の判断及び意見) ない。 等委員会において説たし、認定再生医療の委員又は技術専門

を行 関 審 の管理 査 う医 等 業務 者、 師 若し 0 当該再生医療等提供計 くは歯科 医師 又は 実施 .画に記載された再生医.提供計画を提出した医 責任者と同 0) 医療

機療療

多 [] 次に掲げる団 - - 1 光管ニーア多管 とする。 I 0 定 る 寸 体

は

じ。 究法第二条第一項に規定する臨床研究をいう。項に規定する独立行政法人(医療の提供又は臨 治 独立行 験の支援を業務とするものに限る。 $\overline{}$ 若しくは 人通 医薬品 一行政法 医療機器等法第二 伞 成 十 年 法 律 一条第 第 百 + 次号に開床研究 に規定するにおいて同

省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四により特別の設立行為をもって設立された法・特殊法人(法律により直担し言 支援を業務とするもの 若しくは医薬品医療機器等法第二条第規定の適用を受けるものをいう。) (1 限る。 +| 療の提供又は第四条第一項 七 項 提供又は監条第一項等 人で に 人 規 又 定する治 あは って、 特別 臨床研 0 験 総 法 究の務律 0

七・八

2

認定再生医療等委員

第 等委員会の求めによ員は、審査等業務に 六十五条 明することを妨げ 査等業務に 次に掲げる認定再生医療等委員、医療等委員会の判断及び意見) に応じて、 参加 してはならない。 当該 認定再生 医 ただし、 療 会の委員 等 委員 認文定は 会 お再 技 い生術 て医 専 説療門

機関の管理者一審査等業效 等 を行う医師 者、 務 若 0 しくは 当該再生医療等提供計画に記対象となる再生医療等提供計 歯 科 医 師 又 は 実施 責任 載され 者と同 た 再 出 0) L 生医医 医 療 機療療

2

2

 $\frac{\Xi}{\cdot}$ \smile

(介護医療院の人員、 施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正)

一部を次の表のように改正する。

第十一条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)の

		六	一 ろ	第一(注	
療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合にお	法律第百四十五号)第二条第十八項に規定する治験に係る品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十	用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を	一〜五 (略)	八条(医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとす診療の方針)	改正後
いには、この艮)ではよい。 療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合にお	法律第百四十五号)第二条第十七項に規定品質、有効性及び安全性の確保等に関する	用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施	一〜五 (略)	第十八条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとす(診療の方針)	改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(傍線	
部分	
は改正	
正部 分	
$\overline{}$	

2 (略)	七・八 (略)	を業務とするものに限る。) を業務とするものに限る。) (医療の提供又はの適用を受けるものをいう。) (医療の提供又はの場別の設立行為をもって設立された法人であっ) 特別の設立行為をもって設立された法人であっ殊法人 (法律により直接に設立された法人又は特するものに限る。)	医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験の項に規定する独立行政法人(医療の提供又は臨床研究五 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第一〜四 (略)	ト四条 去第二十三条第一頁の厚生労働省合で定める のは、次に掲げるものとする。 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	改正後
2 (略)	七・八 (略)	を業務とするものに限の適用を受けているという。	援を業 医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験の支援しくは 項に規定する独立行政法人(医療の提供又は臨床研究若し条第一 五 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条一、の (略) 次に掲げる団体とする。	十認	改正前

第 定 臨 床 研 究審

究審査委員会に関する。 八 意見を述べることを妨げない (会の求めに応じて、当:規定する委員又は技術) 査 次 意見見 業務 げる ・ 務に参加・ る認定臨っ ンて、当該認定臨床研究審査委員会にお 文は技術専門員については、認定臨床研 参加してはならない。ただし、第二号又 (臨床研究審査委員会の委員又は技術専 第5 の判断及び意見)

が等る機(管法理 審査 兀 公第二条第十二六同研究 (特古 ら実施 の診 意見 人又は団 者 は人又は日本人とは、日業務の対象

第 (又は技術専門員については、認参加してはならない。ただし、等参加してはならない。ただし、等に臨床研究審査委員会の委員又に.の判断及び意具、

(略)

ない。

委員

定第二法

会に 床号 活技術

お研又専

目ら実施するものに限る。)法第二条第十七項に規定する共同研究(特定臨床研究に対 (施するものに限る。)を実施していた者(条第十七項に規定する治験のうち、医師又が病料に属する者又は過去一年以内に多施設が病料に属する者又は過去一年以内に多施設を対ける場合を除く。)、研究責任医師と(法人又は団体の場合に限る。)の役職員、ご業務の対象となる実施計画に係る特定臨床の業務の対象となる実施計画に係る特定臨床の 又薬設 لح 床 品で同統研 は 医実一括 究 歯 科療施の管の 医機さ医理統

(厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書

の様式の特例に関する省令の一部改正)

第十三条 厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す

の一部を次の表のように改正す

証明書の様式の特例に関する省令(令和三年厚生労働省令第百七十五号)

る。

(傍
認線
部
分
は
改正
部部
分
$\overline{}$

十二~四十六 (略) 十二~四十六 (略) 十二~四十六 (略) 十二~四十六 (略) 十二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六条の八第一項十一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六条の八第一項一~十 (略)	できる。 一次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等(都道 の、各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等(都道 の、各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等(都道 の、各号に掲げる法律のは政令の規定に基づく立入検査等(都道	改正後
十二~四十六 (略) ・ 第七十条の二十において読み替えて準用する場合を含む。)、第二十五条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項(同法一の十 (略)	る。	改正前

附 則

ß

(施行期日)

1 この省令は、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する

法律の施行の日(令和七年十一月二十日)から施行する。

(様式に係る経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式 (次項において「旧様式」という。) により

使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用すること

ができる。